

令和5年4月募集 横浜市市営住宅等入居者選考審議会

令和5年2月16日(木)

午後1時30分から午後2時50分まで
横浜市会議事堂3階 多目的室

住 宅 部 長 定刻になりましたので、只今より、横浜市市営住宅等入居者選考審議会を開会いたします。本日、進行を務めさせていただきます、建築局住宅部長の足立です。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、本審議会の委員をお引き受けいただきまして、改めてお礼を申し上げます。

会議の冒頭にあたりまして、いくつかご確認させていただきます。

本日お配りしております資料につきまして、次第、名簿、席次表、諮問文、右上に資料1-1から資料3と書かれた配付資料の他、「横浜市市営住宅等入居者選考審議会 別冊資料」と書かれたフラットファイルがあるかどうか、ご確認ください。

フラットファイルには、市営住宅の概要、入居者募集の取組みの変遷について、条例、規則、審議会規則及び、まだ未定稿ですが、募集のしおりと書かれた各資料を収めております。こちらも含め不足する資料がございましたら、挙手をお願いします。

この別冊資料につきましては、議事進行の折に、随時ご参照いただければと思います。また、会議終了後に事務局で回収させていただきますので、あらかじめご了承願います。

また、お手元に、委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いします。本来ならば、委嘱式を執り行うところではございますが、限られたお時間の都合上、配付によって代えさせていただきますことを、ご了承下さい。

次に、本審議会において議論・発言された内容については、後日議事録を作成し、発言要旨と出席者名が記載された議事録をホームページにて公開します。

そのため、議事録作成の都合上、レコーダーで記録させていただいておりますことを、併せてご了承願います。

ここからは、次第に沿って議事を進めてまいります。

建 築 局 長

はじめに、建築局長の鶴澤より、ご挨拶申し上げます。
改めまして、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。審議に入ります前に、一言、ご挨拶申し上げたいと思います。

現在、ロシアによるウクライナ侵略が長期化しております。それに伴いまして世界的な食糧ですとかエネルギー問題は非常に深刻な状況になってございます。日本におきましては円安の影響なども加わりまして、食料品ですとか電気代の高騰ですね、こういったものが続いています。そういう厳しい社会情勢の中、市民の皆様の暮らしを守るため、セーフティーネットとして市営住宅のストックをしっかりと有効に活用していくということは、これまで以上に重要になっております。

本日、令和5年4月に予定しております入居者募集の実施、併せまして選考基準についてお諮り、審議いただく予定でございます。

また、現在、市営住宅の応募の倍率というのが二極化の傾向を見せておりまして、いわゆる「募集割れ」となる住宅も発生してございます。こういう様な空き住戸の活用をしっかりと進めるといことで、抽選に落選された方の入居機会を確保するというような「常時募集の開始」についてもご報告させていただきたいと思っております。

併せまして「共益費の徴収方法等の見直し」につきましては、前回ご審議の際にご報告させていただきましたが、実際に市による共益費徴収を可能とするための市営住宅条例の改正につきまして、昨年12月の市会の方で議決をいただきました。そのあたりのご報告もさせていただきたいと思っております。忌憚のないご意見をいただければと思いますのでどうぞよろしくお願いたします。

住 宅 部 長

ここで、定足数のご報告を行います。

横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第4条第3項の規定によりまして、審議会の会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないこととされております。事務局の方からお願いします。

市 営 住 宅 課 長

本日、横浜市大の三輪委員及び愛知東邦大学の西尾委員が欠席されるとのご連絡をいただいております、また福島副会長がまだ到着されておりませんが、現時点で6名のご出席をいた

だいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。

住 宅 部 長 ありがとうございます。

それでは定足数の確認が出来ましたので、以降の審議につきましては福地会長に進行をお願いしたいと思います。福地会長どうぞよろしくお願い致します。

福 地 会 長 本日は皆さま、ありがとうございます。

会長を仰せつかっております福地しげるでございます。どうぞよろしくお願い致します。以降着座にて失礼いたします。

まずは、本日の傍聴の申し出について事務局より報告を求めます。

市 営 住 宅 課 長 現時点では傍聴の申し出はございません。もし今後、終了までの間に傍聴の申し出があった場合は、議事の進行に支障が無いように傍聴していただくよう、事務局にて対応させていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

福 地 会 長 ただ今の事務局からの説明で皆さんご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 「異議なし」

福 地 会 長 はい、ご異議なしということでそのようにお願いいたします。

それでは次第2、諮問「令和5年4月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」事務局に説明を求めます。

市 営 住 宅 課 長 建築局市営住宅課長の小野でございます。

それでは、諮問事項について、ご説明させていただきます。席次表をおめくりいただき、5ページの諮問文をご覧ください。諮問事項は「令和5年4月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」の1件です。今回募集する戸数は、1のとおり、715戸です。募集する住宅の内訳と、2以降の内容については、次の説明資料で、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

ページをおめくりいただき、7ページの資料1-1「令和5年4月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」をご覧ください。

今回の募集総戸数は、715戸とさせていただきます。

「1 募集する住宅及び戸数」をご覧ください。

「(1) 募集における基本的な考え方」ですが、アの「募集戸数の算定」については、年間の退去戸数と同等程度を半期に分けて募集し、加えて、住戸改善事業により改修を終えた空き住戸を募集いたします。

イの「多世代居住の促進」としての子育て世帯への支援や、ウの「入居ニーズへの対応」としての、(ア) 高齢者世帯、(イ) 単身者向けの支援については、引き続き進めてまいります。おめくりいただき、9ページをご覧ください。ここからは、基本的な考え方に基づき、算定しました、募集区分ごとの募集戸数について、ご説明させていただきます。

はじめに、(2)の「全市単位募集を行う住宅及び戸数」についてです。アの全市単位の3階以上でエレベーター無しの区分の募集戸数を25戸とし、イの全市単位の1、2階又はエレベーター付きの区分の募集区分を40戸としました。

これらは、横浜市による直接建設型の、空部屋が比較的多く発生する大規模住宅を対象とし、備考欄にあるいずれかの住宅への入居を希望される方への募集方法となっています。

単身者の方も含めて、いずれの世帯の方もお申込みいただけますが、特に、高齢者を中心に足腰に自信がなく、エレベーターのない3階以上では生活が難しいと言われる方へは、イの区分をご案内しております。

続きまして、ウの「全市単位、事故住宅」を、4戸募集いたします。こちらは直接建設型住宅であって、入居者が住宅内で死亡し、その発見が遅れた住宅となる事故住宅について、備考欄のいずれかの住宅への入居を希望する募集方法です。こちらもお申込みいただけます。

次に、(3)の「行政区単位募集を行う住宅及び戸数」についてです。エの「行政区単位」ですが、82戸を募集します。こちらは、行政区を指定した、横浜市による直接建設型の住宅であって、床面積が原則60㎡未満の住宅となります。備考欄にある行政区ごとの、いずれかの住宅への入居を希望される方への募集方法となります。なお、記載のない区については、住宅単位募集のみ実施します。単身者の方も含めて、いずれの世帯の方もお申込みいただけます。

それではページをおめくりいただきまして、10ページをご覧

ください。ここからは、(4)の「住宅単位募集を行う住宅及び戸数」となります。まず、オの「一般世帯向、60㎡以上」の募集区分ですが、145戸を募集します。直接建設型及び借上型の住宅における1戸あたりの床面積が原則60㎡以上の住戸について、世帯を対象に募集を行う区分です。そのため、単身者の方は申込みいただくことができません。

なお、募集する住宅の内訳につきましてはこの後の13、14ページにお付けしました資料1-2に、募集区分ごとに、募集する住宅名と、その各住宅における募集戸数について、表形式でまとめましたので、後程ご確認ください。

次は、カの「一般世帯向4部屋以上、70㎡程度以上」の募集区分で、15戸を募集します。直接建設型住宅における、4部屋以上住戸について、世帯を対象に募集を行う区分です。特に大人数の家族向住宅として募集するものです。こちらも、単身者の方は申込みいただくことができません。

次は、キの「一般世帯向、60㎡未満」の募集区分で、110戸を募集します。単身者の方も申込みが可能な区分になります。直接建設型住宅における、1戸あたりの床面積が原則60㎡未満の住戸について、いずれの世帯の方もお申込みいただける募集区分になります。

次は、クの「子育て世帯専用」の募集区分で、36戸を募集します。原則、直接建設型住宅で、駅徒歩圏内の住宅を対象に、中学校卒業程度までの子供がいる、子育て世帯の方に限定して募集を行う区分です。

一方、次のケは「子育て支援倍率優遇」を行う募集区分で71戸を募集します。直接建設型住宅で、住宅に占める高齢化率が高い、近くに小・中学校及び幼稚園・保育所等がある住宅について、中学校卒業程度までの子供がいる子育て世帯向けには、20倍の倍率優遇を行う区分です。

こちらは先ほどの「子育て世帯専用」の募集区分とは異なり、いずれの世帯の方もお申込みいただける募集区分になります。

次は、コの「特定目的住宅」の募集区分で、全部で177戸を募集します。内訳は備考欄にありますとおり、(ア)の「車いす用」住宅が1戸。(イ)の「高齢二人世帯向」住宅は、直接建設型住宅が18戸、借上型住宅が57戸で、あわせて75戸。(ウ)の「高齢単身者用」住宅は、直接建設型住宅が18戸、借上型住

宅が76戸で、あわせて94戸。そして、(エ)の「単身者用住宅」が7戸となっています。

最後は、キの「事故住宅」の募集区分で、10戸を募集します。入居者が住宅内で死亡し、その発見が遅れた住宅となる事故住宅について、備考欄の住宅のいずれか1つを希望して申込みいただく募集区分です。いずれの世帯の方もお申込みいただけます。

次の、11ページをご覧ください。2の「募集日程」ですが、例年どおりですが、(1)の「申込書配付期間」を4月10日の月曜日から21日の金曜日までの約2週間、(2)の「受付期間」を4月12日の水曜日から21日の金曜日までの10日間とします。また、(3)の「抽選会」については、6月29日の木曜日に、関内ホール小ホールにて実施します。抽選会場は無観客とし、ユーチューブライブでインターネット配信予定です。

次に、3の「入居者資格判断基準日」ですが、受付最終日の4月21日とし、この日で在住・在勤要件や収入要件などを判断します。

次に、4の「空家入居候補者資格の有効期間」ですが、令和6年3月29日までとします。

最後に、参考として「募集の周知方法」ですが、これまでと同様、広報よこはまや記者発表、市内各所におけるポスターの掲示、募集のしおりの配架、ホームページへの掲載などにより、広く周知を図ってまいります。

諮問事項の説明は以上でございます。

参考資料として、今回の令和5年4月募集住宅一覧と、前回の令和4年10月市営住宅応募状況表を、資料1-2、資料1-3として、13ページから16ページにお付けしましたので、後ほど、ご確認いただければと思います。

なお、本日ご欠席の民間委員の〇〇委員から、市営住宅の定期募集にあたり、世代間ミックスや様々な募集区分の創設などの取組を進めている中で、最近の応募状況を分析し、人気・不人気となる要素の分析を、今後、コンサルに入ってもらったりしながら行ってもらいたい。住宅も1棟建て、複数棟建て、街区で構成される大規模団地と様々ある中で、傾向が出てくるように感じているので、その視点での分析もお願いしたい、とのご意見をいただいております。

それでは、諮問事項につきまして、ご審議のほど、よろしく
お願いいたします。

福 地 会 長 小野課長、ご説明ありがとうございます。
説明が終わりましたので質疑に入ります。「令和5年4月横浜
市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」ご発
言がございましたらお願いします。

福 地 会 長 ○○委員。
○ ○ 委 員 ご説明ありがとうございます。ご報告ありがとうございます。
た。

まず入居区分の所でお伺いしたいんですけども、単身につい
ては年齢制限がまず、あることを確認させていただきます。

福 地 会 長 小野課長。
小 野 課 長 今、単身の方での申込の場合には、市営住宅は原則ファミリ
ーでという要件というのがございまして、条例で定めていると
ころではございますけれども、1つ例えば高齢者であるとか、
生活保護世帯であるとか、障害者手帳の規定のものをお持ちで
あるとか、そういった案件をお伝えさせていただいているとこ
ろでございます。

福 地 会 長 ○○委員。
○ ○ 委 員 分かりました。改めて確認させていただきました。市営住宅
全体の入居者の中で、一人暮らし、高齢者、そしてまた高齢者
の二人家族というのが大変多いと聞いておりますけれども、割
合っていうと合わせてどれくらいおられるのか分かりますか。

福 地 会 長 小野課長。
小 野 課 長 少々お待ちください。
全体で 27,000 世帯ほどおられますけれども、統計としまし
て 65 歳以上単身の方が、11,000 世帯あまりいらっしゃいます。
また 65 歳以上二人世帯というのも 4,000 世帯ほどおられます
ので、また 3 人以上という所も 30 世帯ほどいますので、65 歳
のみで住まわれている方が概ね 15,000 世帯、半分位の方がい
らっしゃると認識しています。

福 地 会 長 ○○委員。
○ ○ 委 員 ありがとうございます。そういう中で出来るだけ世代間のミ
ックスをとということを、○○委員の方から意見が出されていま
すということなんですけれども、そのことと併せて長い間市営

住宅に暮らしていて、3階、4階、5階にいと、下の階に行きたいということで、この審議会の場で何度もその問題が出てきていると思うんですけど、今、大勢いらっしゃる高齢者の中で1階に替わりたい、2階とか下の階に行きたいということで、どのくらい待って実現するのかを伺います。

福地会長 小野課長。

小野課長 待ち時間が減るように居住者応募だとか様々な住宅をご案内する中で、最近減っている状況、待ち人数を減らしてようになっておりまして、今大体200人くらいお待ちになっていらっしゃる状況でございます。

特に緊急を要する方と、一般的にそういう要望がある方と2段階に分けておりまして、特に緊急を要する方については1年半から2年位の待ち状況というふうに認識しております。一方で通常のご希望という中ではやはり3年位かかっている状況でございます。

福地会長 ○○委員。

○ ○ 委員 ありがとうございます。様々な手法が出てくる中で短くなっているということをご報告いただいたんですけど、待っているだけというのは同じ住宅の中で出来れば変わりたいという、住環境は変わらないでほしいということで、3年、4年待っておられる方も多いんですが、前回の審議会でも居住者応募枠というんですかね、そのことを教えていただいて、その手法はだいぶ前からされているように今言われたと思うんですけど、それを利用したりすると1年半から2年で、それも併せてでしょうけど、ということなのか、今度の入居者のパンフレットですかね、この募集要項で見ると、6頁の所にそういう入居者が申し込める枠のことがこのあたりに説明されていると思うんですけど、そこに住んでいらっしゃる方が市営住宅に応募できるやり方ですよ、これについてはかなり前からこの方法がとられていたんでしょうか。

福地会長 小野課長。

小野課長 従前より仕組みがあったものではございますけれども、市営住宅、原則としては以前の場合に市営住宅にお住まいの方が住宅困窮要件は満たしていないと、住宅は確保されているという考え方から、そういう申し込みということを許可してこなかったという経過がありましたけれども、そもそも、そういった方

達にも、居住者応募というのは一般の方と同レベルで抽選に入
っていただく方法ですのでそういう意味では公平性を、一般の
方達との公平性を削がないという考え方から、なるべく要件を
満たしていれば許可をしておるといふ方向で考えておりまし
て、そういう意味で、今までは住んでいる中で階下の方に行き
たいという場合には、階下に行きたいということだけを申し込
む「特定入居」と呼んでいますけれど、それしかなかったもの
ですけれども、それですと時間がなかなかということで、もし
並んでいただいて当選した時には、そのまま入居していただ
くと。介して言いますとその場合には時間が決められていないと
申しますか。あくまで抽選レベルでございますので、当選すれ
ば半年後には入居出来ますし、落選してしまうとまた次の回に
ということもございます。

福 地 会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 　　なので7ページの方に、当該する困窮理由で市営住宅に引き
続き3年以上居住している65歳の方で、加齢により階段の昇
降に支障があるということは、今、市営住宅の入居者の中で募
集が出来るということなんだと思うんです。前からありますよ
って言われたかなと思うんです。最近では知られてきていると思
うんですが、あまりこれまで知られていなかったように思うの
で、どこかで広報がされているのか、最近では皆さんよく読まれ
るようになったのか。でも、1回入居していると改めてこのパ
ンフレットを見るということはないと思うんですが、入居され
ている方へのニュースとか、そういうものにも掲載されるよう
になっているんでしょうか。

福 地 会 長 小野課長。

小 野 課 長 　　入居されている方には「入居者へのしおり」ということで、
入居している際の注意事項とか、転居をするときの注意事項と
かを載せさせていただいておりますが、特に階下への入居を希
望する時は「特定入居」の記載はありますけど、長くなること
はご理解下さる中で、場合によってはその時にケースバイケー
スでありますけれど、居住者応募ということを口頭で窓口をご
案内しているところでございます。

福 地 会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 　　口頭で相談があった場合は、こういう方法がありますよと、
お知らせされているように伺いましたけれども、これは明らか

に募集要項に明記されていることなので、普通に人によって、あなたは応募資格がありますよとか、有りませんよ、なんて線引きは無く、ここに書いてある通り、引き続き3年以上居住している65歳以上の方で困窮していると、階段の昇り降りで支障があるということだと、あと身体に制限を受けているということで、入居者においても応募が出来ますよということは、「相談していいですよ」と言われなくても、出来るということではよろしいですか。

- 福地会長 小野課長。 小野課長 許可にはなって、申請はもちろんいただくわけですが、やはりどれくらい困窮している、例えば足腰であるとか、足腰以外にも階下に行かなければいけない、視覚上の制限とかがあると思うのですが、そういったところは丁寧に伺わなければいけないと思っておりまして、そういったことを伺ったうえで受付をさせていただいて、最終的には私たち市営住宅課の方で判断させていただくというところでございます。
- 福地会長 ○○委員。 ○○委員 そうすると、書いてありますけれども、困窮する理由というふうに明確に書いてあると思うんですが、この支障について横浜市として、判断があってからその方は応募できると、どこかに書いてあるんですか。
- 福地会長 小野課長。 小野課長 ここに書いてある通りでございまして、ここに基づいて応募していただいて受付をさせていただいて、その上での許可判断をさせていただくということです。
- 福地会長 ○○委員。 ○○委員 ですので、一応当選をした後に書類を出していただいたりしますよね、そして最終的に「あなたはどちらに入居ですよ」というお知らせが、期日までに出されているんだと思うんですけど、当選となった後に、今、仰ったような困難が本当にあるのかどうかの確認をされるのでしょうか。
- 福地会長 小野課長。 小野課長 今の話、順番としましては、一番最初に居住者の方が申し込みたい時に判断させていただいて、申し込みをすることは可能である、書面も差し上げますので、そのあとに抽選がござい

して、当選していただいたら、新しい住居に入居ということになります。

福地会長 ○○委員。

○○委員 ということですので、困窮の理由についての、「あなたは入居者ですけれども、市営住宅に改めて応募できるんですよ」ということについては、入居しているわけですからね、今は、一般のいつも受けている方に比べれば、優先的な地位を得ているわけなので、その場合改めて入居されている方が応募するという時には、相談があると、今言われたのだと、そういうふうに取りれるんですが、それはどこかに書いてあるんでしょうか。

福地会長 小野課長。

小野課長 私の説明が、一般的に色々なご相談を窓口では受けるところでございまして、特に相談を必須としているものではないです。一般的にこういうような状況があって、引っ越しをしたいと、そういう意味でのご相談があってそれを受け付けるということでございます。すみません。失礼いたしました。

福地会長 ○○委員。

○○委員 ここを終わらせたいんですけど、いわば、住まれている方が、自分がこういう困窮があるからということで申込むことに、何か制限があるということはないと、ご自分で大変なんで申し込みたいと思われたら申し込めるということによろしいですか。

福地会長 小野課長。

小野課長 その通りでございます。

福地会長 ○○委員。

○○委員 分かりました。ありがとうございました。

福地会長 よろしいですか。その他に。○○委員。

○○委員 今の質問の関連で確認なんですけれど、今、○○委員が仰った状況というのは、公募の例外ということではないんでしょうか。市営住宅条例の6条の7号に基づく話と、また別の話という理解でよろしいでしょうか。

福地会長 小野課長。

小野課長 公募でないという定義の場合には、まさに特定入居ということを見ておりまして、最初にお話があった通り、今、特定の住宅の3階に居られると、もう引っ越しをしたいといった時に、

引っ越し先の1階の住宅が存在するわけですが、その住宅はそ
の方にのみご案内すると。他の方達入る余地が無く入居をご案
内するので、それは公募ではないという概念になります。

一方で居住者入居の場合には、原則としては入居している方
は応募しないとなっているわけですが、そこは応募を良し
としたうえで、他の皆さんと一緒に抽選に申し込んでいただく
ということなので、公募の一種と考えております。

福 地 会 長 よろしいですか。他にご質問、質疑はございますか。他に発
言も無いようですので、本諮問については質疑を終了し採決を
取ることにご異議ございませんか。

各 委 員 「異議なし」

福 地 会 長 はい。それでは「令和5年4月横浜市営住宅入居者募集の実
施及び入居者選考基準について」、原案のとおり可決すること
に賛成する方の挙手を求めます。

各 委 員 (全員挙手。)

福 地 会 長 はい。ありがとうございます。それでは「令和5年4月横浜
市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」は、
以上のとおり決定することと致します。

ただ今の決定に基づき市長に答申をする必要がありますが、
案分の調整は私会長に一任願いたいと思いますがご異議ござ
いせんか。

各 委 員 「異議なし」

福 地 会 長 では、そのように取り扱わせていただきます。その他何かご
ざいますでしょうか。ご質問等ありましたらお願いいたしま
す。よろしいですか。はい。〇〇委員。

〇 〇 委 員 ありがとうございます。期日の問題なので教えていただきた
いんですけど、期日と募集日程のことで伺いたいんですけど、抽選会が6月29日にあります。無観客でインターネット配
信ということなんですけど、すみません議決した後で。客観性
とか透明性とかというのはどういうふうに考えていますか。

福 地 会 長 小野課長。

小 野 課 長 抽選会場は無観客としておりますけれども、舞台の上に従前
どおりの抽選機を置きまして、条例に基づく規則に基づきまし
て、その時に申し込みいただく方の立会人も、通常は4人いら
していただいております。そのうえでインター

ネットで同時配信させていただいて、抽選機を回すことについての、例えば疑われるようなことはしていないということを皆さんに見ていただくというところで、公平性を保っているというふうに考えております。

福地会長 ○○委員。
○○委員 無観客だけど立会人は居られるということですね。分かりました。

もう1つすみません。参考のところなんですけれど、前回の入居者の抽選会が行われた4日後くらいに高齢の方から、自分が当選しているかよく分からないんですけど、ということで、調べてほしいということでしたのでインターネットで調べてお知らせしました。4本も抽選券をお持ちだったんですけど、どれも当たっていなかったのお知らせが来ていないわけなんですけれど、それで2番の所に、ポスターの掲示等で区役所が書いてあります。皆さんにとっては一番身近な区役所ということだと思うんですけど、募集の周知なんですけど、当選者の番号を区役所に貼りだしたりできないんでしょうかと、前ちょっとお願いしたんですけどその辺はまだ考えていただけないんでしょうか。いかがですか。

福地会長 小野課長。
小野課長 以前、当選番号表の掲示について区役所に、という話をいただいたということでありまして、当時区役所に照会しましたところ、まだまだ新型コロナが拡大している状況の中で人が集まることは当面の間、遠慮したいということがあって、インターネットなどで当選番号が、読めるところでしたので、区役所の掲示は今のところ控えているわけですが、今後新型コロナが収束した後などを踏まえて考えていきたいと思っています。加えてご本人には当選通知が当然のことながら、当選、落選結果については個別通知を差し上げるということがございます。

福地会長 ○○委員。
○○委員 分かりました。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

福地会長 他にご意見、ご質問等ありますか。○○委員。
○○委員 今回の事故住宅の件で1つお聞きしたいんですけど、4部屋以上の事故住宅があって、これまで事故住宅って単身とかそ

ういう住宅の方かなと、もともと単身だから発見が遅れたとかそういうことだと思うんですけど、差し支えない範囲で4部屋以上だけれども、お1人になっていたということなのでしょうか。

小野課長 少々お待ちください。

福地会長 小野課長。

小野課長 4部屋以上で、当初大人数、ご家族で入られている方があるわけで、その後ご家族が転居もしくは亡くなるということがありますけれど、そういうことで単身になっていくことがよくあります。その場合でも退去していただくことを私達は告げておりませんので、結果として4部屋以上の、十日市場ヒルタウンでございますけれども、事故住宅ということでございます。

福地会長 ○○委員。

○○委員 例えば子育て世帯の住宅とかだと、子供たちが成長して、大きくなって子育て世帯じゃなくなった時には転居していただくことが予定されているみたいなことをお聞きしたような気がしたんですけど、そんなことは無いんですか。

福地会長 小野課長。

小野課長 子育て専用区分で申し込みされて、当時中学生のお子さんがいらっしやった世帯であっても、ゆくゆく独立してということで、ご夫婦だけになるということがあるかと思いますが、その場合でも、それによつての退去ということは促しておりません。

福地会長 ○○委員。

○○委員 ありがとうございます。

福地会長 よろしいですか。他にご質問、ご質疑はありませんか。他に質問も無いようですので本諮問の質疑に関しては以上とさせていただきます。続きまして次第3、報告について事務局の説明を求めます。小野課長。

小野課長 それでは報告事項の説明をさせていただきます。

今回は3件ございますが、3件を連続して、ご説明させていただきます。17ページの資料2「市営住宅の一時提供について」をご覧ください。提供要件別に件数を、ご報告させていただきます。

まず、1の「災害等により住居を失った方への支援について」

は、1月1日現在、7件となっております。

次に、2の「東日本大震災被災者への支援について」は、同じく、2件となっております。

次に、3の「コロナ禍により住居を失った方への支援について」ですが、令和4年9月30日をもって新規受付を終了しましたが、同じく、12件となっております。

最後に、4の「ウクライナからの避難民への支援について」ですが、同じく、32件となっております。

報告事項1点目の説明は以上です。

続きまして、資料3「常時募集の開始について」をご覧ください。

まずは、1の趣旨ですが、市営住宅の応募倍率は二極化しており、倍率が1倍未満となるいわゆる、募集割れとなった住宅における空き住戸の活用を図るため、令和2年10月募集より、追加あっせんを実施してきましたが、入居決定までに至る数が少ない状況です。より一層の空き住戸の活用を図るとともに、抽選落選者に対する入居機会を確保するため、追加あっせんの発展的解消を行い、新たに、常時募集を実施します。

次に2の、制度概要、ですが、

(1) 定期募集で募集割れとなった住戸について、公社窓口にて先着順で入居申込書を受け付け、内容の確認と必要書類の案内を行います。その後、書類審査の結果を通知し、合格者の方へは、入居手続き等を行います。

(2) 市営住宅条例第4条第2号において、公募は市長が定める期間内において公募とされているため、常時募集についても期間を定めて行います。1年のうち募集期間を8から12月及び2から6月の2期に分けて実施します。

(3) 募集住戸にかかる情報は、定期募集での公表内容に加えて、防犯等の観点から対象住戸の所在階数のみをホームページで公開します。なお、定期募集にて、子育て世帯専用住宅、とした募集住宅は、世帯向け住宅または単身者可の住宅として募集します。

(4) 入居申込みから入居まで約3か月を見込んでいます。

(5) 常時募集に申込み後、辞退した場合、定期募集の倍率優遇制度にある連続申込回数のカウントはリセットしません。

最後に3の、当初スケジュールですが、令和5年4月の定期募

集の案内冊子等に、常時募集の実施を予告します。

7月に、定期募集における募集割れ住宅の確定を行います。

8月に、常時募集の実施を周知、受付開始します。

報告事項2点目の説明は、以上です。

続きまして、資料4「共益費徴収にかかる横浜市営住宅条例の一部改正について」をご覧ください。

まずは、1の、背景ですが、入居者の高齢化等により、共益費の徴収を含む維持管理が困難との相談が増加し、加えまして、電気代の未納による、共用部分の照明やエレベーターの停止等のリスクもあることから、新たな共益費徴収制度の導入を予定しています。

次に2の、改正内容ですが、(1)市による共用部分の管理を希望する市営住宅等において、市長が各入居者から住宅使用料とともに、その管理に係る費用を共益費として徴収することができるよう規定を追加しました。

(2)退去時における入居時保証金の還付にあたり、控除するものとして現在規定している、未納の使用料、損害賠償金に加えて、共益費を含む、その他の債務を追加しました。

次に3の制度概要ですが、住宅管理運営委員会からの申し出がある市営住宅等におきまして、下図の仕組みのとおり、市が入居者から口座振替等により徴収した共益費を財源として、指定管理者が維持管理業務を実施する予定です。

制度イメージをご覧ください。

左下、住宅管理運営委員会の①から⑤の業務のうち、住宅管理運営委員会の希望に基づいて、例えば①から③を市が業務を担うこととした場合、右下、入居者は①から③に要する経費を住宅使用料とともに市へ支払い、指定管理者がこれら業務の維持管理業務を実施するものとなります。

最後に4の、今後の予定ですが、令和5年度に住宅管理運営委員会に、制度について段階的にご案内しながら、住宅管理運営委員会の規約や維持管理の状況を伺い、希望するメニュー等のご意向の把握を進めます。合意形成が整った住宅管理運営委員会から、令和6年度以降、制度申込の受け付けを開始します。

報告事項3点目の説明は、以上です。

以上、報告事項3点につきまして、よろしく願いいたします。

福 地 会 長 ご説明ありがとうございました。説明が終わりましたので質

疑に入ります。「報告」について発言がありましたらお願いします。

〇〇委員。

〇 〇 委 員 ご説明ありがとうございました。まず常時募集の開始について伺います。

いよいよというか今年初めての常時募集を始めるということで、やはり周知といたしますか、貴重な機会になり得るので、特に外れた方にとってはそこのところのお知らせ、ここに募集のしおりですか、ここに書かれるとはあるんですけども、そのことも含めて、通常の募集に手を挙げなかった場合でも出来るということですよ。そうするとそのあたりのことも含めて、周知、今どんなふうに考えているか伺います。

福 地 会 長 小野課長。

小 野 課 長 まず周知の方法ですけども、今回4月募集の募集割れ分から対象住戸、住宅とするということでございますので、まず募集のしおりの表紙のところを実施をすることは予告することでございます。比較的大きめの字でお知らせするというふうに考えています。

加えまして、中の方でも1ページ程しっかり割いて内容をお伝えしたいと考えております。そのうえで、当然のことながら今回ご案内するわけですけども、特に申し込み、4月募集で申し込みしなくても、どなたでも常時募集で申し込みできる仕組みは考えておりますので、8月の頭くらいには「広報よこはま」での周知とか、ホームページとかの機会に加えて募集する住戸のご案内を、広報したいと考えています。そのうえで8月中旬くらいを予定しておりますが、窓口で先着順で申し込みを受け付けしたいと考えています。

福 地 会 長 〇〇委員。

〇 〇 委 員 ありがとうございます。そこのところ是非滞りなく、例えば問い合わせへの対応とかですね、区役所に何らかの問い合わせがあるかもしれないですし、その際に対応側がちゃんと説明できるように徹底していただきたいと思います。

あと共益費の方ですけども、昨年条例改正もあって、それぞれの管理運営委員会の方に色々なご意向を確認しているところだと思いますけれども、現状はどれくらいのところが申し込みをされそうとか、あとその費用負担の面ですけども、

ここのところがどうしても心配といいますか、特に生活ギリギリの方とか、生活保護の世帯の方もいらっしゃる、色々なケースの方がいらっしゃると思うので、その負担の部分で十分に合意というかが取れてスタートできるのかというところが、もし分かりましたら教えてください。

福 地 会 長 小野課長。

小 野 課 長 今、まだこれから各運営委員会のご意向を確認する、詰めている状況ではございますけれども、昨年の夏に興味があるかどうかのアンケートをした際には、全体の半分位、7割位の管理運営委員会の方からご回答をいただいて、さらには7割弱位は関心があるとの旨をいただいているので、最大では半分くらいの方が興味を示していただけるのかなと思っています。

一方で費用のことについては大変住民の皆さんも関心が高くなっているところだと思います。どれくらいかはこれから私達事務局の方で試算をしていくところでございますが、現在指定管理者として様々なことを担っている所にヒアリングをしながら金額は詰めていきたいと思っております。なるべく低廉になるようにすることが適切だと思っております。

最後にやはり合意形成ということが非常に大切なわけですが、団地の総意ということをごくくらのことでは決めるのか、賛成はどれくらいをもって総意とするのか各団地の皆さんにお任せする部分も多いかと思っておりますが、例えば本当に半数半数拮抗しているという場合には、中々半分は賛成であっても、半分の方たちが反対している場合には、その半分の方達だけに合意するという仕組みでは不可能でございますので、より一層多くの方が賛成していただけるように、例えば先程こちらでもお示しさせていただいたメニューが、選んでいただいたメニューが多ければ多い程、やはり金額も高くなっていくことではございますので、その部分が費用負担の関係で少しずつメニューを減らしていけるような合意などをしていただけるのがよいというふうに考えています。

福 地 会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 ありがとうございます。是非そこが、費用が今よりも大きく、負担が大きくなるようにしていただきたいし、また指定管理者の側でそんなに手間とか増えない分とかは、出来れば本来は横浜市が指定管理料の中で見ていくということも対応とし

ては必要ではないかと思うんですけど、指定管理者の側でもですね、出来るだけ努力していただいて、そのまま費用に転嫁するということではないような、そのあたりのところを是非配慮いただきたいなと思います。

福地会長 よろしいですか。他にご意見は。〇〇委員。
〇〇委員 ありがとうございます。常時募集についてなんですけれども、どうしても不公平感を拭えないんですよ、私がね。先着順というのが。公社の窓口に行かなければいけないわけですよ、そうすると身体的な事情が有ったり、お勤めがあったり、どうしても先着順というのが納得いかないんですけども、この間の時に、やってみなきゃ分からないと言われたように思うんですが、どうにかならないんですかね、この先着順というのは。お願いします。

福地会長 小野課長。
小野課長 やはり先着順であることによるメリットとしては、すぐに申し込んで実際入居できるまでの期間が短いというメリットを活かしたいと考えていますが、確かに身体的に横浜駅まで行くということが大変だという方もいらっしゃる、その日に所用がある方もいたり、代理人も立てられないということありますので、ご相談を受けながら郵送でもお受けできる様な仕組みをこれから検討していければとは考えているところでございます。

福地会長 〇〇委員。
〇〇委員 大体この目的といいますか、せっかく準備したのにその時に空き住戸になってしまうと、また1年以上空き住戸のままで、せっかく綺麗にリフォームしたのに古びちゃうというか、毎日窓を開けたりするわけでもないですから、そういう期間を出来るだけしないで住戸が埋まる様にとこの側の理論かなとか感じがするんですよ。なので今回のしおりは未定稿と書いているので、今話し合われたということですね、なんか応募される側が納得が出来るような方向、出来ないのかなと思うので、是非検討をしたことが活かされるようにお願いしたいと思っています。

福地会長 小野課長。
小野課長 先着順になることのメリットと、如何ともしがたい事情の方のことは私達しっかりと考え、頭に置きながら納得してもらえ

るような制度を、もう少し8月に向けて詰めていきたいと考えています。

福 地 会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

もう一つ、共益費徴収の問題です。これは今までは住宅管理運営委員会の中で、住民の皆さんの住環境を良くするなど、合わせてお金を集めてきている、そこに横浜市もお願いしているということで委託料は出されていたり、それから電波塔が建っていたり、NTTとかKDDIからの使用料というんですかね、そういうお金が入ったり、そういう住民からの共益費徴収だけでないお金も入ると、そしてそれをこれまでは管理運営委員会の中で様々なことに使ってきて、余剰金が、足りなかったらダメですから、余剰金が必ず出てそれについては住んでいらっしゃる方々に、年末に皆に水を配るとか、お掃除の時にジュースを配るとか色々還元があつたりする場合もあるでしょうし、これまで余剰金がものすごく貯まって不明金としてどこかにいっちゃって大問題になったりとか、様々に起きています。ギリギリじゃないでしょうし、行うべき共益的な事業を行うべきに足りるお金を集められると思いますので、余剰金についての認識ですよね、全部をお願いしないわけだからそんなに出ないんじゃないですかと色々あるかもしれないですけど、いずれにしても余剰金って必ず出ると思うんです。出ないと足りない、不足金になってしまうので、その辺についての認識はどのようにお持ちなのか伺います。

福 地 会 長 小野課長。

小 野 課 長 新しい制度、この仕組みを導入された場合の団地についてお話しさせていただければと思いますが、一番最初の時に見積的な金額を出させていただいたうえで、一世帯の方から家賃と一緒に納めていただく金額は決めて、これは1年間通す予定でございます、年度途中で例えば電気代の使用料が上がるとか下がるとか事情があっても変えない予定でございます。その結果としまして当初の見積額が少し大きくて、その団地に関する金額が余ったような状況になった時には、その決算状況を踏まえて翌年、実際には清算は翌々年くらいになるんですけれど、予定される金額も踏まえて余ったのであれば、今度1年間その翌々年に徴収する金額を減らして、概ね長い期間を通じて平準

化するような金額設定をしていきたいと考えています。

- 福地会長 ○○委員。
- 委員 そういうふうな取り組みが出来るというのは分かりました。不足の時はどのようになるのか伺います。
- 福地会長 小野課長。
- 小野課長 逆に最初の見積額が低くて、その団地の中、決算ベースで少ない場合にはやはり翌々年プラスして徴収させていただくというふうに考えております。
- 福地会長 ○○委員。
- 委員 分かりました。毎年のように居住者にはきちんと会計報告なりされて、透明性をもって、電気代の値上げ、思わぬ値上がりなどがあって厳しいこともあると思いますので、そういう会計的なことが指定管理者さんには改めて出てくると思うんですけど、それは指定管理料には何かプラスされるものがあるのでしょうか。
- 福地会長 小野課長。
- 小野課長 やはり指定管理者の事業者としての事務経費、人件費等が掛かってくると思いますので、その部分が少し上乘せになってくるというふうには考えています。
- 福地会長 ○○委員。
- 委員 その一団地における共益費管理にあたっては、居住者が指定管理者のこのような事務だったりすることに対するお金を負担することなく、その事務なり手続きに関わる人件費なりは横浜市の方できちんと見るということによろしいですか。
- 福地会長 小野課長。
- 小野課長 仕組みとしましては、我々行政といいますか地方自治法の括りの中で、単純に、傍目に見ますと利用者の方から集めさせていただいたお金がそのまま指定管理者の方に行くように見えるのは致し方ないんですけども、あくまで管理業務に、電気代の支払いも含めまして市が団地に代わってするという仕組みになるということですので、市が指定管理者と共に代行するという位置づけが新しい仕組みでございます。そういう意味では、集めたお金は一旦市の歳入になりますし、市は掛かる幾分経費も含めて指定管理料の中に入れて支払いするという、歳入と歳出は分離しているものということは前提でお話しさせて

いただければと思っております。

そのうえで集めさせていただいた、結果として市役所の方が指定管理料を様々な計算のもとでお支払いするわけですが、先程おっしゃった人件費分を勘案しながらお支払いするわけですが、その部分も含めて一世帯の方から徴収していただく分に少し入ってくるというふうに考えています。そこは受益者負担というふうに考えています。

○ ○ 委 員 会長。前は住宅管理運営委員会がそのような会計だったり、手続きだったりをしていただくということで、一人当たりいくらだという大変些少が大きい金額だったと思いますけど、そういうお金を横浜市が管理運営委員会に出していたわけなので、先程○○委員の方からもありましたし、私も前回の時もこういう例も含めて家主がやるべきだという立場で、家賃を貰っているんだから、その家賃で掃除だったり色々なものが全てやるべきだという考えの立場なんですけど、ですから今、声が小さくなりながら課長がちょこっと乗ると、受益者負担という言われ方をされたんですけど、やっぱりそれは今までは管理運営委員会の方にやってねということで、お支払いされていたわけなんですから、それはやはり横浜市が指定管理料の中に事務的な手続きなども含めては、最低限横浜市が負担して、改めて居住者にその分のお金が上乘せされるというのは非常におかしな話だと思うんですけど、まだはっきりは決まっていないんでしょうか。如何ですか。

福 地 会 長 小野課長。今の○○委員のご質問の内容についての整理も含めて、間違っていないのかどうかも含めてご答弁いただけますか。

小 野 課 長 かしこまりました。まず、○○委員のおっしゃった、現在各運営委員会の方に管理運営謝金という形で、一戸当たり幾ら幾らというものは新しい仕組みにおいてもそのまま継続いたしますので、そのお金をもとに管理運営委員会の運営を進めていただく時には変わらないということがまずございます。

そのうえで、やはり公営住宅の性質としまして、公費が入って非常に家賃が低廉に抑えられているのが、大前提としまして、団地運営をしていくのは自らで出来るところでやってもらうということが公営住宅法の趣旨でございます。なので現状の仕組みの中では、例えば草刈りだとか、電球の交換だとか、そ

ういったことを各住民の皆さん一人一人で担っていただくことが義務ということも述べさせていただきます。

今回新しい仕組みの中で指定管理者が代行するということにあたっては、その任務を代行していただくための負担もいただくということでございます。

福 地 会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 説明は分かりました。入居者にとって改めての負担が出るというのはちょっと問題があると、改めて申し上げておきたいと思います。もう一点、ウクライナからの・・・。

福 地 会 長 ○○委員。ちょっといいですか。

整理すると、負担が増えるんじゃないかと、草刈りとかの負担をしなくて済むように、今回の会費を徴収するように至ったというご説明だと思いますが、○○委員の認識はちょっと行き違いがある様に感じますけどいかがですか。

○ ○ 委 員 草刈りのお金がどの位かという計算は改めてして、共益費を決められると言われたんですけど、私が負担が増えると言ったのは、これまでの草刈りだったり、皆でやることだと決めて払っていた共益費に加えて、指定管理の方がそのことを代行していただくということについて、居住者が分担して負担するお金が増えるというふうにご説明いただいたと思うので、それが増えるのは問題だというふうに認識して申し上げました。

福 地 会 長 はい。どうぞ質問を続けてください。

○ ○ 委 員 ありがとうございます。

1点はウクライナからの避難民への支援ということですが、これは例えば原発事故で避難されている方は、例えば自治体からの居住費、住居費が出るので引き続きという部分があると思うんです。ウクライナからの避難民への支援は市独自で無料入居を維持されているということによろしいですか。

福 地 会 長 小野課長。

小 野 課 長 その通りでございます。

福 地 会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 本当にウクライナからの避難民の方々がそういうふうに横浜市が独自に支援して、安心して暮らしておられるということは本当に素晴らしい取り組みだと思うんですけども、ちょっとこれは特例的だと思うんですよね。特別に国がその方々が

滞在されることを認めて、そのことを受けて横浜市が住宅を提供されていると思うんですけど、これまでも海外からの難民の受け入れなどで、横浜市が市営住宅を提供したことがあったでしょうか。

福地会長 小野課長。

小野課長 ウクライナ支援を始めようとする時に遡って調べたのですが、国外からの避難民に横浜市営住宅でこういった形で住んでいただくということは見られませんでした。

福地会長 ○○委員。

○ ○ 委員 ありがとうございます。本当にウクライナは今まさに戦闘の真ただ中で大変な事態であります。世界を見るとミャンマーだったり、シリアだったり、本当に住民が厳しい状況になっている所があって、出来ればそれは国の、日本国がどのように受け取れるのかがあって、横浜市もウクライナの方々を受け入れているところだとは思いますが、そういうふうな制度的なハードルが越えられて、今までは無かったということですけど横浜市に本当に大勢の海外からの方々が居住していただけるという、国際都市として様々な支援が改めて使うことが出来ればと思います。ありがとうございます。

福地会長 はい。他にはございますか。○○委員。

○ ○ 委員 形式的な確認なんですけども、共益費の説明で、資料4、改正内容に27条の2という記載があるんですが、市営住宅条例の中には27条の2というの見当たらないんですけど。27条6号と25条2号の修正は条例で確認できるんですけども。

福地会長 小野課長。

小野課長 口頭で申し訳ありません。この度昨年12月の市会定例会で27条の2を設けたところでございます、お手元のところに記載が改正前のものでございます。すみません、ちょっとお待ちください。

福地会長 答弁を整理してからで結構ですので。小野課長。

小野課長 大変失礼いたしました。この資料4の新しい仕組みですけども、正式に施行する日を別途規則で定める、もう少し後になってから実際の運用が始まりますので、施行期日を規則に委任しましてもう少し後から条文として制度化される予定でございます。今現在の、今時点での条例としましてはこの27条の2

が施行されていない状況でございますので、お手元の資料には記載がないということではございます。

併せまして 27 条の 2 という事について口頭で失礼させていただきます。27 条の 2 の内容は、市が各号の費用、例えば、27 条の 1 号に畳の表替えとか 2 号で給水栓とか各号ございますけれども、その費用の内、入居者の共通の利益を図るために特に必要と認めるものを共益費として入居者から徴収することが出来ると、まさに今回の新しい仕組みでございます。27 条の 2 の 2 項に入居者は毎月末までにその月分の共益費を使用料と共に納付する旨、3 項としましてそれぞれの規定は、1 項の共益費について準用するとそういったことが書かれているところございまして、今後市の規則で施行期日を決めさせていただく予定の流れでございます。

- 福地会長 ○○委員。
- 委員 そうしますと 27 条の 6 号と、25 条の 1 項が先行して施行されているという理解でよろしいですか。それは載っているんですけども。
- 福地会長 小野課長。
- 小野課長 大変失礼いたしました。25 条の 2 項と 27 条の 6 号が既に施行済みでございます。
- 福地会長 よろしいですか。○○委員。
- 委員 いつその条例は見られるんですか。施行日が決まったら反映されるということですか。
- 福地会長 小野課長。
- 小野課長 まず施行されるのが未定で、もう少し先になりますので、一般的にはまだ見られない状況でございますので、後ほど各委員に予定される条文をご提供させていただきたいと思っております。失礼いたしました。
- 福地会長 それでは資料要求を致しますので、皆様それでよろしいですか。
- 各委員 はい。
- 福地会長 その他ご質問等ございますでしょうか。では、私から 1 つ、よろしいですか。
- 市営住宅の一時提供についてなんですが、災害 4 件、DV 被害 1 件、犯罪被害 2 件という方、大変、急遽困った方を救ってい

る現況だと思いますが、災害とは火災とかは含まれますか。

小野課長 災害の中に火災は含まれます。
福地会長 私としてはもっと火災、DV、犯罪被害、あと虐待、18歳超えれば、それでも兄弟で虐待で苦しんでいるお子さんもいらっしゃると思うので、18歳以上のご兄弟がいればですね、逃げられるような仕組みにしたいと、そうあるべきだと思って、この消防局と警察署、あるいは児童相談所へのこの仕組みの周知というのはされていますか。こういう制度があるよ、ということを知ると、例えば昨日ですね、大倉山で、私の地元で火災があってご高齢の方が脱出できたんです。だけど住む所その日から無いわけなんです、消防の方がこういう仕組みがあるから区役所に行ったらと言ってもらえれば、もしそうだとしたら凄く温かい横浜市だなと、市営住宅の存在価値がここにあるなと思うんですがいかがですか。

小野課長 会長。

福地会長 小野課長。

小野課長 市役所の中でまさに住居に困ったという相談窓口には、恐らくは区役所の福祉保健センターが中心になると思いますので、まずそこか、あと同じ市の機関としての消防局、周知をしてございますのでそこは連携しております。

一方で警察は確かにまだしていないように認識しておりますので、様々な連携を考えていきたいと思います。

福地会長 検討していただいて、分からないんですがストーカーとか、何かそういうのもあり得るかもしれませんのでご検討いただければと思います。

その他、他には発言が無いようですので次第3につきましては以上とさせていただきます。続きまして次第4、「その他」について何かございますか。ご発言ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは私から1つよろしいですか。私も不動産業者でありながら、かねてからあまりいい言葉じゃないなと思っていた言葉が「事故住宅」、「事故物件」という言葉なんです、人は誰でも亡くなるんですが、その発見が遅れて異臭がして、それを「事故物件」、「事故住宅」、事故っていうふうに表示するのが的確かどうかというのが、ずっとかねてから違和感があって、例

えば「特別説明付き住居」とかですね、何か表現があるんじゃないかと思っているところです。これは不動産業界とも調整が必要なんだと思うんですが、何となく市営住宅側が大きく「事故住宅」っていう、事故っていうのはですね、その表現はぜひ、これは要望ですので答弁しなくいいんですが検討して頂きたいというのと、いわゆる「孤独死」、いわゆる発見が遅れた住戸が少なくなるように、難しいかもしれないんですがある年齢、ある一定の年齢以上で単身の方には新聞を取ってくださいますと促すとかですね、新聞会社の方には何日以上溜まったら連絡ください、というような仕組みが出来ないかなというふうにかねてから考えていますので、これも併せてただの意見ですのでご検討いただければと思いますので、以上になります。

他にありますか。〇〇委員。

〇 〇 委 員 私も常任のご説明の時にお願いベースでさせていただいたお話なんですけど、今市営住宅でペット可の所がないと認識しております。色んな生き方がありますけれど、家族でペットを飼われている方が突然経済困窮して市営住宅に入りたいといった方もいらっしゃると思いますし、例えば家族向けの住宅を検討している間、子供たちの情操教育ですとか、そういったことに関しましてもワンちゃん、猫ちゃんだけじゃないでしょうけど、そういった家族がいるということが言われているような気がするので、これからの課題といたしまして、こういったペットを家族の一員と認めて可であるということで、私は整理する必要があると思うんですけども、そういう方で市営住宅でも一緒に暮らせるような制度を是非作っていただきたいと、これはお願いですけど最後に意見とさせていただきます。

福 地 会 長 ご意見でよろしいでしょうか。他にご発言もよろしいですか。無いようですので次第4、「その他」につきましては以上とさせていただきます。それでは以上をもちまして本日の審議を終了いたします。議長の務めを終わらせていただき、進行を事務局にお返しいたします。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

住 宅 部 長 福地会長、ありがとうございました。
本日は長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、「横浜市市営住宅等入居者選考審議会」を閉会させていただきます。

また先程いただきましたご意見をしっかり受け止めていきたいと思っておりますので、ありがとうございました。本日は誠にありがとうございました。